

平成26年分(1月～12月) 国保保険料年額早見表

【1年間を通じて家族の加入・脱退や住所の都内・都外の変更、介護保険第2号被保険者に該当(40歳)・非該当(65歳)、後期高齢者医療制度への移行(75歳到達)する方がいない世帯】

1. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《年額》
2. 介護納付金分保険料《年額》の合計額が年間保険料となります。

1. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《年額》
(都内居住者)

年齢(※)	組合員のみ	組合員+ 家族1人	組合員+ 家族2人	組合員+ 家族3人	組合員+ 家族4人以上
19歳以下	69,000	122,400	175,800	229,200	282,600
20歳	100,500	153,900	207,300	260,700	314,100
21～24歳	109,500	162,900	216,300	269,700	323,100
25歳	141,000	194,400	247,800	301,200	354,600
26～29歳	150,000	203,400	256,800	310,200	363,600
30歳	190,500	243,900	297,300	350,700	404,100
31～74歳	203,100	256,500	309,900	363,300	416,700
75歳以上	6,000	59,400	112,800	166,200	219,600

(都外居住者)

年齢(※)	組合員のみ	組合員+ 家族1人	組合員+ 家族2人	組合員+ 家族3人	組合員+ 家族4人以上
19歳以下	93,000	151,200	209,400	267,600	325,800
20歳	124,500	182,700	240,900	299,100	357,300
21～24歳	133,500	191,700	249,900	308,100	366,300
25歳	165,000	223,200	281,400	339,600	397,800
26～29歳	174,000	232,200	290,400	348,600	406,800
30歳	214,500	272,700	330,900	389,100	447,300
31～74歳	227,100	285,300	343,500	401,700	459,900
75歳以上	6,000	64,200	122,400	180,600	238,800

※年齢は組合員の平成26年4月1日の満年齢。保険料区切りの年齢(例:20歳)では、3月分までと4月分以降で保険料の区分を変更して計算しています。

2. 介護納付金分保険料《年額》【都内・都外在住者とも】

40歳以上65歳未満の組合員・家族数	1人	2人	3人	4人
年 額	33,000	66,000	99,000	132,000

【家族の異動や住所変更(都内⇄都外)、介護保険第2号被保険者に該当・非該当、後期高齢者医療制度の適用となる方(75歳到達者)がいる世帯】

家族の異動や住所の都内・都外が変わったときは、その月から保険料が変わります。次の表を使って計算し、これに介護保険第2号被保険者に該当する方がいる場合は「2. 介護納付金分保険料《年額》」又は「4. 介護納付金分保険料《月額》」を計算して加えます。

3. 医療給付分保険料・後期高齢者支援金分保険料《月額》

組合員年齢	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～74歳	75歳以上
都内組合員（1月～3月）	5,000	8,000	11,000	15,200	500
〃（4月～12月）	6,000	9,500	13,000	17,500	
〃 の家族（1月～3月）	4,300				
〃 〃（4月～12月）	4,500				
都外組合員（1月～3月）	7,000	10,000	13,000	17,200	500
〃（4月～12月）	8,000	11,500	15,000	19,500	
〃 の家族（1月～3月）	4,700				
〃 〃（4月～12月）	4,900				

◇組合員(75歳に到達する組合員を除く)の保険料は4月1日の満年齢で判定します。

◇家族の保険料は月ごと、4人目まで賦課し5人目からは無料です。

◇平成26年中に75歳に到達する方(昭和14年生まれの方)は、誕生日の属する月の前月まで保険料をいただき、引き続き後期高齢者組合員として残る場合(組合員のみ)は月額500円となります。75歳に到達した家族は残ることはできません。

4. 介護納付金分保険料《月額》【都内・都外在住者とも】

40歳以上65歳未満の組合員・家族数	1人	2人	3人	4人
月 額 (1月～3月)	2,000	4,000	6,000	8,000
月 額 (4月～12月)	3,000	6,000	9,000	12,000

◇対象となるのは、40歳の誕生日の前日の月から65歳の誕生日の前日の月までです。

所得調査へのご協力ありがとうございました

今回の所得調査は、平成21年度の調査から5年が経過し、近年の経済情勢等により、国保組合の財政状況も変化してきていることが予想されるため、今後の制度見直しに向けての議論や国保組合における適切な補助金の在りかたの資料となる重要な調査として実施されました。

対象になられた組合員及びご家族の皆様には調査の主旨にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

皆様のご協力に対し、紙面を借りて厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも当国保組合の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。(見海)



春はディズニーリゾートへ
出かけよう!!



知っていますか?



自転車の事故

自転車事故でも
職能国保に届出が必要です

昨今、自転車による交通事故が増加しております。自転車事故の場合でも被害者になったときは、自動車事故同様に職能国保に「届出」がないと保険証で治療を受けることはできません。被害者の方が健康保険で治療を受けた場合は、もとも加害者が支払うべき治療費を職能国保が負担したことになりますので、後日職能国保はその治療費を加害者に請求し返還してもらうこととなりますが、自転

車事故の場合、自動車事故のような、自賠責(任意)保険や損害賠償算定基準や過失割合基準の明確な基準が無いため、当事者間での交渉となるので事故状況に主張が異なることが多く、加害者へ直接損害賠償請求しても事実が不明確になり、職能国保が負担した治療費を回収できない場合もありますので、自転車事故に遭ってケガをした場合は必ず警察に人身事故として届出をしてください。加害者

が子供や学生等であっても同情や遠慮は無用です。そして、ケガをされた場合は救急車を呼ぶか加害者を伴って病院で治療を受けてください。自転車に乗っている人の多くは、自転車による事故の傷害や賠償についてあまり認識がありませんので、被害者に対し治療費等の賠償責任があることを認識させてください。

●自転車事故で問われる責任
自転車運転中に誤って事故を起こし、相手にケガをさせたり物を壊したりした場合に、損害賠償責任が生じます。自転車事故でも被害の大きさに応じて数千円を支払わなくてはならない場合もあります。この責任は、小学生や中学生でも免れることはできず、その場合、監督義務がある親権者が支払うこととなります。

自転車も車両の一種です。ルールとマナーを守って安全運転に心がけましょう。(遠藤)

平成27年度 保険料値上げの予算案

平成26年度は財政健全化のため保険料の大幅値上げをお願いいたしましたが、赤字幅を一気に解消するには至らず、単年度赤字が半分程度に縮小するにとどまる見込みです。そのため平成27年度も誠に残念ではありますが、再度保険料を値上げさせていただく方向で予算編成が進められています。平成27年度は保険料の公平性を考慮し、新たに保険料体系を改定し、組合員は年齢を更に細分化、法人事業主・個人事業主・従業員の区分を設け、区分ごとの保険料額が設定されます。また、男性の家族25歳～59歳の方も他の家族の方と保険料に差がつけられます。正式な保険料額・区分の決定は2月の組合会での決議となりますが、経費の節減、医療費の削減、事業の見直し等により、圧縮と適正な事業運営にさらに努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(澤田)

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの保険証(国民健康保険被保険者証)の有効期限は平成27年3月31日となっています。4月からお使いいただく新しい被保険者証は3月中に所属組合を通じて交付されます。お受け取りの際は、名前・生年月日・住所を確認していただき、誤りがあった場合は必ず所属組合にご連絡をお願いします。有効期限は平成28年3月31日までです。ただし、保険料の納付(滞納)状況によっては有効期限を短縮した「短期被保険者証」が交付される場合もあります。また、年度中に後期高齢者医療制度の対象になる方は、誕生日の前日が有効期限として印字されています。資格を喪失した場合に保険証は使用できませんので速やかに返却をお願いします。資格喪失後に保険証を使用しますと、当組合が負担した保険給付分をお返し頂くこととなりますのでご注意ください。保険証の裏面には臓器提供意思表示欄が設けられていますので、意思表示保護シールを併せて配布いたします。

大学や専門学校等に進学するため親元を離れて下宿や寮で生活する場合または施設等に入所した場合は、遠隔地被保険者証(学・園)の申請が必要となります。

国民健康保険被保険者証		有効期限 平成28年 3月31日
記号 88-00	番号 000	組合員
氏名 職能 太郎		
生年月日 昭和45年 7月23日	性別 男	
資格取得年月日 平成26年12月1日		
交付年月日 平成27年 4月1日		
組合員氏名 職能 太郎		
住所 東京都 新宿区 市谷田町2-26		
事業所名 (株) 職能建設		
保険者番号 133249 東京建設職能国民健康保険組合		

臓器提供意思表示記載欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

平成28年から社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) 始まります!!

国保

マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が割り振られる個人番号のことで、平成25年5月に国会で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:番号法)」が成立し、社会保障・税番号制度(以下、マイナンバー制度)が導入されることとなりました。この番号を基盤として、複数の行政機関等に存在する個人の情報を同一人の情報として照合できるようになり、右図に記載されているようなメリットがあります。

当組合におきましても、社会保障の面で取り扱うこととなるため、法令でも個人番号を管理、情報提供する機関に指定されております。平成27年10月からお住まいの区市町村より被保険者の方に個人番号が通知されます。その際には、被保険者の方から個人番号を収集させて頂きましますので協力をお願い致します。



<マイナンバー制度のお問い合わせ>

- ・マイナンバー制度に関する詳しい内容
(内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・マイナンバーコールセンター(一般の方からのお問い合わせ)
0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

! マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。